

今後のICT分野における国民の権利保障等の
在り方を考えるフォーラム（第2回会合）

1. 日 時：平成22年1月21日（木） 17：30～18：30
2. 場 所：総務省第1特別会議室
3. 出席者：

（1）構成員（座長・座長代理を除き五十音順、敬称略）

濱田 純一（座長）、長谷部 恭男（座長代理）、上杉 隆、宇賀 克也、後 房雄、
音 好宏、木原 くみこ、楠 茂樹、工藤 泰志、郷原 信郎、五代 利矢子、
児玉 平生、重延 浩、宍戸 常寿、中村 伊知哉、服部 孝章、羽石 保、
浜井 浩一、深尾 昌峰、堀 義貴、丸山 淳一

（2）オブザーバ（五十音順、敬称略）

金田 新（代理出席）、孫 正義、長尾 毅（代理出席）、広瀬 道貞、三浦 愷

（3）総務省

原口総務大臣、内藤総務副大臣、長谷川総務大臣政務官

4. 議 事

- （1）アジェンダ設定について
- （2）意見交換

5. 議事録

【濱田座長】 それでは、定刻となりましたので、「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」の第2回の会合を開催させていただきます。

本日は、皆様方お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。第1回会合に引き続きまして、議事進行を私が務めさせていただきますが、どうぞよろしくお願いたします。それから、前回と同様で、会合の様子はインターネットにより同時中継しておりますので、ご了承いただければと思います。

本日は黒岩構成員、根岸構成員、河合オブザーバがご欠席と伺っております。また、日本放送協会より、福地オブザーバの代理として金田専務理事に、KDDI株式会社より小野寺オブザーバの代理として長尾渉外・広報本部長にご出席をいただいております。総務省側では、長谷川大臣政務官が公務により遅れてご参加になると聞いております。

それでは、議事に入らせていただきますが、こちらに配付資料がございます。はじめに、アジェンダ設定についてというもの。それから、参考資料は以前と同じものです。それか

ら、第1回会合の議事録がございます。それから、フォーラムのスケジュール案。これは基本的には変わっておりません。

今回、私のほうからアジェンダ設定についてということで2枚ものの資料を用意させていただいております。これは第1回会合における議論を踏まえて、原口大臣はじめ政務三役にもご相談をし、このフォーラムにおける検討事項案ということで整理したものです。前回、最後にも申しましたが、非常に多様なご意見が出ましたので、それをすべて1つの流れの中で議論していくというのは大変難しいと思います。ただ、その核になる柱の部分については、ある程度議論の幹はできそうだと思いますので、今日、このような形で整理をさせていただきました。

私からまずご説明をさせていただいて、それについてご議論をいただきたいと思います。その上で、今後のアジェンダの基本的な枠、幹になる部分を、大体方向づけていただくことができればと思っております。

そこでまず私のほうから、この資料に基づいて簡単にご説明をさせていただければと思います。まず、(1)ですが、「第1回会合における議論を踏まえて、当面の優先課題として、放送・報道の自由を守る「砦」に関する検討に対象を絞るということではいかがでしょうか」ということです。これは大臣も以前から強調されていたところであり、やはり一番骨格になる部分だと思います。

具体的な検討項目案ですが、ここには、大体このような検討項目が出てくるだろうということで整理をしております。これは前回出していたご議論、それを中心にまとめておりますが、まず、1番目が「放送事業者による自主的取組について」。放送事業者の「コンプライアンス体制の現状と評価」。それと若干重なりますが、「これまでの活動状況への評価」。放送事業者自身の自主的な取組について検討をしてはどうかということです。

それから、2番目が②になりますが、「業界の自主的規制機関であるBPOの現状と評価」。「これまでの活動状況への評価」と、前回ご意見ございましたが、BPOがすべていろいろな問題をカバーできているのかということもございますので、そういう問題があれば、そこでカバーできない問題にどう対応していくかについて。

それから、③が「行政による対応の現状と課題」で、「放送にかかわる行政機関に関する過去の経緯」。これまでの行政の仕組み、そういうものについて少し振り返って見てみようということ。それから、「第三者的な監視組織の必要性及び課題」で、そうしたものをつくるとした場合に、そこでの業務の内容がどういったものになるのか。そして、その運営の政治的中立性、公正性、これらが何よりも大切になってきますが、そういうものをどうや

って担保していくのか。立法機関との関係、さらに既存の審議会、あるいは政府全体の評価機関等との関係をどうしていくのか。こういったことなどが出てこようかと思えます。

それから、④ですが、「受信者の権利保障に係る枠組みの現状と課題」で、これは「訂正放送など」としてありますが、いろいろな課題がここに含まれてくることになるかと思えます。そして、こういった①から④についての日本国内の現状、あるいは仕組みだけではなく、諸外国の状況を踏まえ、国際比較をしてみる必要があるかと思っております。以上の部分が、1つ、議論の検討対象として考えられるかと思えます。

それから、(2)ですが、第1回会合でアジェンダ(案)の中に入れておりました「コンテンツを含む知的財産等に係る推進の在り方」です。これについてはかなり幅広い問題でございますので、国民の権利保障の観点というものを中心にして、放送に対する地域や市民のアクセス機会の拡大、そういうものを通じた、「ヒューマンバリューを向上させる方策」に当面の検討対象を絞ってはいかがかと思えました。

具体的な検討項目案ですが、次の2ページ目でございます。これまでは情報、放送の受け手であった国民が、今度はみずから、受け手であるだけでなく発信する側となるための仕組み、パブリック・アクセスと言われるような問題がかかわってきますが、そうしたテーマがここであり得るだろうと思えます。こうしたテーマについて、諸外国の状況、特に先進的な取組があれば、参考にして検討を加えていくことを考えております。

それから、ここに(注)という形でつけてありますが、具体的なコンテンツ振興策そのものについては、別途に「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」、その中の「国際競争力強化検討部会」というところで、今後議論される予定になっているということでございますので、そこでしっかりと議論をいただいて、ただ、やはりこちらのほうの課題とかかわってくるところがあるかと思えますので、必要に応じて情報共有、連携を図っていくと。そのためには、そちらの検討部会の様子も時々はお知らせいただくということになるかと思えますが、そのように進めていってはいかがかと思っております。

それから、(3)ですが、その他、大変たくさんの論点を出していただきました。これについては、先ほど申し上げましたが、放送・報道の自由を守る「砦」に関する議論について、いろいろと必要な範囲で枝葉を付け加えていく形で議論をしていく。あるいは、先ほどのコンテンツ振興もそうですが、その他の会合等において検討をいただく。そういった状況を踏まえながら、別途検討・判断することはいかがかと思っております。議論がございましたホワイトスペースの活用等についても、別途議論が行われると聞いておりますし、最初からあまり検討課題を絞り込むというのは、まだ2回目ですのでどうかと思えます。

が、一応、今申し上げたようなところを柱にして議論をいただきたい。そうしておかないと、どうも1回目の議論を繰り返していくことにもなりかねませんので、一応、こういう形で柱をつくらせていただいて、ただ、そういうものをベースにしながらも、必要などころはできるだけ幅広く議論を進めていくことができればと思っております。議論を進める過程で必要なものは、さらに幹の中に取り込んでいってはどうかと思っております。

これはこれからご議論いただきますが、こうしたことを踏まえて進めることになれば、次回以降のヒアリングについては、大体、イメージとしてはこういう形になってこようかと思っております。これもご議論をいただければと思っておりますが、まず1回目には「受信者の利益増進に係る国内外の事例等」がどうなっているのか、あるいは「放送事業者による自主的取組」がどういう状況か。それから、「業界の自主的規制機関であるBPOの現状と評価」。そういったことがヒアリングでポイントになるかと思えます。

また、2回目には「行政による対応の現状と課題」、それから、「受信者の利益増進に係る国内外の事例等」についてヒアリングを行っていく。まだまだ、議論を進めていますと、こういうことは聞いたほうがいいのか、こういう団体。個人から何ったほうがいいのか、そういうことが出てくるかと思えますが、それは柔軟に考えて、実質的な議論が進められればいいと思っております。

以上、私からざっと整理をさせていただきましたが、これから皆様の間でご議論を是非お願いしたいと思います。それを踏まえて、この柱をさらにブラッシュアップしていければと思えますが、議論の前に大臣のほうから何かございますでしょうか。

【原口大臣】 皆さん、ありがとうございます。濱田座長から本フォーラムのアジェンダ設定に関する提案についてご説明いただきましたので、私から追加的に3点、皆様にご提示申し上げたいと思えます。

1つは、これは誰のための権利保障なのかについてであります。私たちは消費者基本法、障害者基本法という法律をつくらせていただきました。その権利の主体は、視聴者であり、国民であります。つまり、ここでご議論をいただきたいのは、この放送事業者、あるいは通信事業者、それはあくまで様々なコンテンツや放送や報道の表現者であり、発信者です。その自由の権利もとても大事であります。受け手の側が、安全な、健全な環境において情報を取捨選択できる権利、あるいはすべて等しくアクセスできる権利、あるいは情報教育を受ける権利、こういったものがしっかりと保障されてこそ、その上に立って初めて、様々な表現や言論の自由というものが成り立つのだらうと思えます。まず、この大きな枠組みについてのお願いでございます。

2点目は、これまでの規制のあり方に加えて、クロスメディア所有の規制のあり方でございます。今、放送と通信が融合するという形になっていて、私たちは記者会見をすべてのインターネットメディアにも公開をしようとしているわけです。その中で昨日、たまたまメディアスクラムについての質問がございましたが、NHKと民放で築き上げてきた歴史的な世界に冠たる二元体制、その現行の放送局の様々なパワーをさらにパワーアップしながらも、その基準の明確化や有効性について、言論の多様性の観点から、同一資本がすべてを支配することについてどのように考えていくのか、言論の多様性、多元性を確保する上で十分に機能しているか否かを検証し、見直す必要がないのか、本フォーラムにおいても検討していただけないかと思えます。もちろん、これは経営の視点がありますし、あるいは競争の視点もございますので、私は一概にすべてをクロスメディア規制すればいいという考え方ではありません。逆に、ジャーナリスト一人一人を守る、あるいはそのために放送局の体力というのもとても大事だと考えています。

次に、放送の多様性を確保するための具体策であります。この場で言論・放送にとっての「砦」をつくりたいと再三申し上げてまいりましたが、多様な言論・放送の実現手段の確保が重要だと考えています。すなわち、様々な表現者、クリエイターが放送にアクセスでき、互いに切磋琢磨でき、よりよいコンテンツ、番組をつくり上げる機会と権利が保障されることが必要ではないかと思っています。欧米やアジアでも健全な民主主義の担い手を育成する観点から、放送番組とプロデュースする人たち、そこで様々なチャレンジがあると聞いています。この場でも指摘がございましたが、市民にとっての表現の場が拡大するだけでなく、厳しい状況にある制作者の方々にも、様々なチャレンジ、ブレイクスルーを目指すチャンスを提供できるのではないかと考えています。

以上、3点申し上げましたけれども、要は何を申し上げたいかというところ、一人一人の権利を保障し、そしてヒューマンバリューをもっと高くしていこうと考えています。

また、最後になりますが、本フォーラムのテーマである国民の知る権利に関連することでございます。一部、今日の報道で出ておりますが、そのことについても私の真意と全く違うものが出ておりましたのでご説明を申し上げたいと思えます。

昨日の大臣会見でございましたけれども、こういう質問がありました。クロスオーナーシップに係るインターネットメディアの記者からの質問です。検察当局による、おそらくリーク情報と思われる情報の垂れ流し、また、冤罪の可能性や、人権というもの、推定無罪の原則、そういったものを無視した集中報道、メディアスクラムといった傾向がみられます。過去に何度も何度も繰り返されてきた報道被害の一典型のようにも思われるの

ですが、こうした一方向からの捜査当局のリーク情報のみをもとにした集中報道のあり方について、大臣としてどう考えるか聞かせていただきたいという質問でありました。

このことに対して、私はこのように答えました。私たち、この新政権は、検察がリークをしているという立場をとっていません。しかし、一方で、問答無用、ルール無用の過去の長い間のもたれ合いというものがあったかという、私はそうは思っていません。逆に、一人一人のジャーナリストの権利を保障するためにも、公的機関にあるものは、基本的にイニシャライズして、自分の名前を出して、そしてそれを発表することが大事でありますし、この民放連のコードにもございますように、原則、取材源を明らかにしなければいけない。全米新聞編集者協会（ASNE）は、秘匿性を保持する明白かつ差し迫った必要性がない限り、情報源は明らかにされるべきと定めています。ドイツや韓国では、匿名報道の場合であっても、少なくとも所属は明らかにしている模様であります。

私は、昨日、取材源を明らかにしなさいと言ったものではありません。そうではなくて、原則をしっかり守ったことをしないと、ジャーナリズム、あるいは放送局も、例えばその特定機関が気に食わない発言をした記者を追い出す、あるいはそのことについては放送させないなんていうことは、あってはならないということを申し上げたわけでございます。是非、今日ここでご議論をいただきたいのは、私たちの今までの既得権益は一体何だったのか、すべての既得権益を見直して、そして、国民の情報にアクセスする権利を保障していきたいと、この決意を申し上げて、前の3点の論点を座長において加えていただきたいと思っています。ありがとうございます。

【濱田座長】 ありがとうございます。今、大臣のほうから、特にこれから皆さんにご議論いただきたい3つのポイント、また、それと関連する基本的なジャーナリズムのあり方、既得権益への切り込みにかかわる課題といったことについてお話をいただきました。

そこで、今お話のあった3点ですが、それぞれ、誰のための権利保障かということになってきますと、先ほどのアジェンダ設定の（1）④の「受信者の権利保障に係る枠組みの現状と課題」、ここで訂正放送制度の例を挙げておりますけれども、ここで少し幅広に議論をしていくことにすればいいのかという気がいたします。

それから、クロスメディアの問題、これは一種の構造的な規制の問題ですが、ただ、構造規制、組織規制をする目的というのは、結局、受信者の権利保障にかかわってくるのであろうと思います。そういう意味では、大臣からご示唆いただいた第1点と第2点、これはアジェンダ設定の（1）④、ここを少し幅広く議論をしていただくという、そういう了解で含み込んでいくことでいかがかと、今のところは感じました。

それから、放送の多様性を確保するための具体策というのは、これはちょうど(2)①、2ページ目の一番上になりますが、ここにパブリック・アクセスの問題を含めてテーマを出しておりますので、ここを今の大臣の話の踏まえて、議論を深めていくということできかがかと思っております。私はとりあえずそのような形で、大臣からのご提案を受けとめさせていただきましたが、先ほど、私のほうからご説明申し上げましたこのアジェンダ設定全体、それから大臣からご示唆いただいた点、こういうものを含めて、全体としてこれから皆様方にご議論をいただきたいと思っております。その上で、このアジェンダの絞り込みといたしますか、幹をつくるといったことをやっていきたいと思っております。

今日は6時半まで議論を予定しておりますけれども、大体6時25分ぐらいまでを目処に、皆様方からご自由にご意見をいただければと思っております。

では、前回と同様、ご意見のある方は挙手をいただいて、お話しをいただければと思っております。

【浜井構成員】 龍谷大学の浜井です。

どこで意見を言おうか迷ったのですけれども、このフォーラムの主要課題ではないと思われるので冒頭に申し上げることにしました。このフォーラムの基本的な課題である放送・報道の自由を守りながら、国民の知る権利、この場合の国民の知る権利というのは、正確な情報を知る権利、あるいは放送倫理と言われているものを含むと理解しているのですが、今後の議論では、この両者をどう両立するかが大きな課題になってくると思っております。これは、どちらに傾いても問題が起きます。放送の倫理を強調し過ぎると報道の自由に必要以上に介入することになりますし、報道の自由を認め過ぎると、やっぱり視聴率競争などが起きてしまって、面白ければ良いと不正確な情報が提供されてしまう危険性があると思っております。そこで、どういう機関をつくるにせよ、この新しい機関の役割の1つとして、国民のメディアリテラシーを高めるような役割を、持たせるような何らかの仕組みをつくっていくことが大切だと思います。あくまでも1つの意見ですけれども、例えば北欧などでいえばオンブズマン制度が導入されておりまして、そこが放送倫理の問題を担当しているそうです。日本の裁判員も市民参加への例ですが、そういったチェック機関に視聴者である一般市民が関わることによって、自然な形で司法やメディアに対するリテラシーが高まっていく効果もあろうかと思っておりますので、そういった部分もどこかで考慮しておかないと、結局、規制強化なのか報道の自由優先なのかで議論が分かれてしまうことになるのではないかと思います。

【濱田座長】 ありがとうございます。大変大事な前提となるテーマだろうと思っております。

まずは皆様方からいろいろご意見をお伺いできればと思います。

【服部構成員】 立教大学の服部です。

大臣には耳の痛い話かもしれないのですが、報道の自由を守る「砦」というのがかなりあいまいで、見えてこない部分があって、大臣の発言に対して新聞等々が批判したりするという問題、あるいは民放が関係者発言について何も報道していないということがありますけれども、ああいうような問題を含めて、僕は砦をつくってもらうことに日本の報道機関がみずからウェルカムであるとは信じたくないです。つまり、広瀬さんも前回話したように、自分たちの伝統の中で、あるいは実践の中でそういうものをつくっていくべきだと思うので、宛行扶持(あてがいぶち)のものではあってはいけないと思うのが第1点です。原口大臣には是非その砦について、もう少し個別具体的に、いずれかの回でお話したいと思います。

それから、これはBPOのところで話が出てくるのかもしれませんが、これまでの行政指導という問題と、その砦の問題です。つまり、行政指導という法の根拠がなかなかいような部分での厳重注意という形で、例えば地方の民放放送局の社長が、郵政省や総務省に呼び出されて文書を交付されたり、あるいは口頭で注意処分を受けるというようなことが繰り返されてきた。BPOができて、そして倫理検証委員会ができて、かなりの間実践されてきませんでした。去年になって何件かBPOの審議と並行する形、あるいは先回りする形で、処分という行政指導があったわけです。その行政指導という問題とこの砦の問題。つまり、僕は、実際に民放局、あるいはNHKの場合には予算審議と番組介入の問題というか、政治との問題を議論しなければいけない、かなり大きなテーマですけれども、そういうことを含めて、砦というのはどこまでのことを大臣として思っているのか。あるいはこのフォーラムでどのような形の審議をしなければいけないのか。はっきりさせていく必要がないか。なぜ僕がそう言うのかというと、行政がやってきたことがドキュメントになって出ていけばいいのです。実際に僕もいろんな形で取材したけれど、局からも手に入らなかったし、行政からも手に入らなかったことがあるわけです。どのようなことが実際に文書として行使されたのか、あるいはどう言われたのか。がわからない。個別具体的などころでのほころびというか、これまでのまずい点を正していく意味で、是非とも行政の側からの何らかの説明、レクチャーが必要だろうと思います。

【濱田座長】 ありがとうございます。

砦の問題は、おそらく全体のこれから議論していくことの基本になる理念とといいますか、フィロソフィーとして詰めていくことになるかと思っています。行政指導の問題は、おそらく

(1) ③、この中で議論があり得るという気がしておりますけれども、そういう個別のものを踏まえながら、砦というもののイメージを、このフォーラムとして固めていきたいと思っております。そこで大臣のご意見等を一緒に重ね合わせていくことができればよいと思っております。

【上杉構成員】 今日にはTwitterでつぶやいております。最初に宣言しておきます。

前回、アジェンダ設定の中に、是非とも記者クラブ制度を含めていただきたいと申し上げましたが、どうも見ると入っていないようです。今回、「報道の自由の砦」ということで、この話し合いのベースになるという座長のお話もあったのですが、報道という部分で、放送と通信となると、現状の記者クラブ制では通信が排除されていると言わざるを得ない。総務省に関しては、大臣のご尽力により、半ば、通信、いわゆるインターネットその他のメディアも入ることができたのですが、今現在、鳩山新政権といえども、ほとんどの政府組織で通信事業者、通信のジャーナリストは排除されているのが現状です。ですから、ここで「報道の自由の砦」を守る議論をしながらも、実際の皆様のご認識では、この報道というのは、現状の記者クラブの放送、新聞等だけに限定しているのか。あるいは将来的に通信、フリー、海外メディア等も含めた議論になるのか。そのあたりを前提としてはっきりさせていただきたいので、前回、アジェンダに記者クラブ問題をと申し上げたので、改めてお伺いしたいと思います。

【濱田座長】 この記者クラブの問題は、私もメディアを研究してきましたので、大変大きな問題だと思います。ただ、ここで議論をするのがいいかをちょっと迷ったんです。ここでは主として放送をやるわけですが、これは放送に限らず、新聞にもかかわる問題である。それから、もう1つは、これは先ほど服部さんの言われたことにもかわるのですが、砦というもの、こうやって制度的な議論をしていくという部分と、それからやはり自由の実践の中ででき上がっていく部分と両方あると思うんです。この記者クラブ制度が本当に制度的な議論だけでいいのか、むしろ自由の実践の部分にかかわってくる、そういう部分も随分あると思うんです。ですから、そういう意味では、メディアなり、こういう場を離れたところでもっと議論すべきところが、私は結構あると思うんです。このように顔ぶれをそろえて、ここで記者クラブ制度というものを全部議論し切れるのかということ、ちょっと気になるところがあるものですから、ここでは入れていませんが、少し考えさせていただきたいと思っております。

【孫オブザーバ】 基本的に、国民の権利問題が、このフォーラムのメインテーマになっていると思うのですが、国民の知る権利、伝えることのできる権利の中で、もしかした

ら報道の砦、“砦”ということの意味が、今の話にもありましたように、特定の放送局や特定の新聞社の、まさに記者クラブというクラブ組織に入っている人たちの砦になってないか。全くこれは言語道断の、もしかしたら憲法にも違反しているのではないかというぐらいの重大な問題であると思うんです。

大臣も、それから鳩山首相も、最近、Twitterを始めておられます。500万人ぐらいの人々がTwitterを使って、みずからが報道機関、メディアになって人々に伝えることができる。世界で1億人もの人々がそういう状況になっている中で、特定の報道機関などの既得権益を守るような行為は、最もあってはならない、前近代的な発想であると言わざるを得ないと思うんです。

それから、その放送に関しても、例えばTwitterに、Ustreamのような動画で、リアルタイムに世界中の人々に伝えることができるような機能も、最近はついてきているわけです。そういうことで考えると、どこまでが報道で、どこまでが放送で、どこまでが文字のものかという境はもはやなくなってきた状況の中で、機会均等という理念の中の、すべての国民が機会均等に知ることのできる権利、伝えることのできる権利は、根本思想として守らなければいけない、最も大切な人権であると思います。だから、アジェンダから記者クラブ問題を外すことは、全く大きな問題であると言わざるを得ない、根本問題だと思います。

【濱田座長】 わかりました、ありがとうございます。

この点は、今申しましたように次回に向けて考えてみたいと思います。

【木原構成員】 コミュニティFM三角山放送局の木原と申します。

私は、ずっと長く現場におりまして、コミュニティFMでも今現場におりますので、現場からという立場で発言させていただきたいと思います。

アジェンダに関しては、特にこうして欲しいということではないのですが、1つ、番組はやはり現場でつくられておりまして、私たちは日々、次に何を発言しようかや、ここは何と言ったらいいかということについて、問題にぶち当たっているのが日常です。そのとき、問題になるからやめておこうと脳裏をよぎることもあるんです。面倒くさいことになるからやめておこうと思ってしまったら、もうこれはおしまいだ思うのです。そういうことを思わなくてもいいような現場でありたいと思っております。そういうことが続くと、現場が問題意識もなくなり、そして、いい放送ができなますので、今回はこの話の中で、放送番組の質を高める方向での議論を是非お願いしたいと思います。

それと、もう1つ言わせていただきたいのですが、パブリック・アクセスに関する話

ですが、コミュニティFMでは、もう既に三十数局が参加いたしまして、地上波とインターネット放送の同時配信をしております、ネットの聴視者と地上波の聴視者が番組の中で融合している状態になっております。このことは、実際のその現象のほうが早くて、いろいろな制度などが追いついていないこともあると思うので、これからのネットと放送の融合についても考えたいと思います。この辺もきっちり議論していただきたいと思いません。

【中村構成員】 慶應義塾大学、中村伊知哉でございます。前回の会合で、私、アジェンダの（１）よりも（２）のほうが、実は緊急性が高いのではないかと申し上げました。それはいかに国民が発信できるメディアを確保するののかという観点で申し上げたのですが、この会合、ひとまず（１）に集中して優先するというのがこの会の本旨でございますので、それには全く異議はありませんし、（２）の論点については、私自身もコンテンツ検討チームや電波活用ビジョンの検討チームに参加しておりますので、そちらで十分議論できればと思います。

ただ、この２つのアジェンダは、実は非常に密接に関連しているということを付言しておきたいと思えます。表現の自由の砦なるものがあるとして、それが成立するには２つ条件があると思うのです。１つは、（１）で言うジャーナリズムが外からの風をきちんと防ぐことができるのかという建てつけの問題。それからもう１つは、砦に守られながら、ちゃんと食べていけるのか、つまり、その中でちゃんとビジネスを続けて、コンテンツをつくり続けることができるのかということも大事な状況かと思えます。デジタル化がとても進展していて、コンテンツのビジネス構造や環境が激変する中で、コンテンツがきちんと長期的に回っていくような環境をどうするのかも念頭において、政策の優先順位を考えていければと思います

そういう意味で、先ほど大臣がおっしゃった３つの論点の３点目は、実は非常に大事ではないかと思えます。放送の多様性を広げる、多様な言論手段を確保して、コンテンツの制作と流通を促進するという観点です。これは海外でもいろんなアプローチがありますので、何か日本でもできないのかについて、議論いただければと考えます。

【濱田座長】 コンテンツの振興策について、中村構成員も検討メンバーに入ってもらっちゃるということなので、是非こちらにも情報をお寄せいただければと思いますし、事務局サイドのほうからも情報を提供してもらえようようにしたいと思います。

【深尾構成員】 きょうとNPOの深尾と申します。今までのお話と関連づけて、（２）でこういった形でアジェンダを設定していただいたことは非常にありがたいです。ただ、

②の諸外国の状況（先進的な取組事例等）とありますが、今までの議論でもあったとおり、日本国内でもインターネットメディアやTwitterなど新しい「メディア」が相当な数出てきています。そういった状況の中で、例えば公共放送の「公共」という概念一つをとっても変化を迫られていると思います。多くの人は「公共放送」と言えばNHKになってしまうわけですが、それだけではなくて、きっと様々なメディアを通じて市民が発信していくこと自体が、「公共」を支える1つの営みなんだろうと思っています。

そういった観点でいくと、今、中村構成員からもありましたように、それをどうやって支えていくのかを考えていく必要があります。先ほどの記者クラブ制度の問題もそうですし、私はNHK受信料などの一部を市民による「公共放送」を支えていくインフラの整備に使うということも、多分課題としては出て来るんだろうと思っています。そういった意味で、諸外国の状況も大事ですが、それに加えて、何か外国の状況を真似しようということだけではなくて、日本独自の仕組みづくりや、日本でどうやっていったらいいのかを考えていくのであれば、現状の我が国の市民メディアの状況やインターネットメディアの状況など様々なメディアの状況がどうなっているかもきちんと一度整理をし、制度設計にその声を活かす必要があるのではないかと思います。

【音構成員】 今のご指摘と非常に重なるところがあるのですが、例えば日本の場合ですと、先ほど木原さんからコミュニティFMの話がございましたが、ケーブルテレビでも、パブリック・アクセスのサービスをやっているところが幾つかあります。また、海外との比較でいきますと、例えばアメリカでは、1984年のケーブルテレビ法の中でパブリック・アクセスを制度化したことによって、実現した例もあります。逆に、日本はそうした制度的なものを用意してこなかったがゆえの発達のあり方もあったのではないのかと思います。

もう一方で、(1)の議論と関連して、まだ十分イメージがわいていないのですが、例えば「砦」というようなことを考えたときに、砦をつくることによってうまくいくものだけではなく、今まで自主的な活動の中でうまくいっている部分、または展開ができてきた部分もあるのではないかと。BPOの評価なども行っていくべきでしょうし、制度化されることによってうまくいく、またはうまくいってきた事例もあるかもしれませんけれども、制度化されなかったことによる効用も、あわせて検討する必要があるのではないのかと思いました。

それから、前回、宇賀先生がご指摘をされましたが、例えばお隣の台湾では、NCC、それから、もう一方のお隣の韓国はKCCという独立行政委員会があります。考えてみま

すと、この2つの国というのは、この25年ぐらいの間に民主化が進んで、なおかつ、政権交代が複数回起こりました。つまり、日本は東アジアの中では非常に早く近代化し、民主化したのかもしれませんが、政権交代ということでは、この2つの国のほうが追い越してしまったのではないかと考えられるかもしれません。

では、KCCなりNCCはうまくいっているのかというと、随分苦労されているという報告やレポートも、読むことがございます。このようなことからすると、海外の事例という、つい欧米を調べるケースが多いのですが、実は、私たちの身近なところで起こっている事例もあわせて調べてみると、随分参考になるのではないかと気がいたしております。

【工藤構成員】 私、言論NPOというNPO団体なのですが、議論になかなか入りにくいんです。つまり対象が見えない。砦というのはどこを対象にしているのか。例えば、電波法とか放送法を対象とした免許放送の放送事業者をいっているのか。それとも、そこは全体のメディアを想定しているのか。そのあたりがよくわかりません。

もう1つ、本当の報道の自由とか民主主義というのは何のために機能するのかというと、自由な社会を守るためであって、自由な社会とは、市民が多様な選択肢を持つ社会だと思うのです。しかし、今のメディアから流れている報道は一方向的に偏っている。何か大きな話題があると、その話題が集中豪雨的に報道されるために、なかなかいろいろな形の選択肢を市民は得ることができない。選択肢が提供できない社会で、強い民主主義ができるわけではないのであって、それが多分、ここのアジェンダであると。そうならば、今の電波に伴うところのコンプライアンスの問題は早くやらなければいけないのですが、もっと論点を全体設計に広げなければいけない局面に、次はなるのだろうと思います。ですから、単純には、まず初めにコンプライアンスの問題、自浄作用がないのかという問題です。それは僕、この前送られてきた資料を見てびっくりしたのですが、本当にそこまで崩れているのかと。そうであれば、それはコンプライアンスというよりも存在そのものが問題であります。この議論は市民目線で見ると、業界と官僚が話をしているような感じになってしまっている。市民は、先ほど言ったように多様な情報を欲しがっているわけですから、多様な情報が得られるような仕組みをつくってもらわなければいけない。だから、アジェンダをどこかのタイミングで、部分設計から全体設計に転換していく形で議論形成をしたほうが良いと思います。

【後構成員】 名古屋大学の後です。

前回、欠席させていただいたので、議事録等を読ませていただきました。1つ、少し新

しい論点かもしれませんが、今、音先生からも出ました、政権交代という話と絡むのですが、メディアというのは、要するに政党間の競争のインフラという意味を持つと思います。どうしてもインフラがあまり整備されていなくて、競争しようがない状況は与党に有利になるので、自由に競争できるようなインフラ整備をすることは、間接的には対抗側に有利になるという政治的な意味を持つものですから、なかなか公平な競争条件をつくるのは難しいと思います。私はイタリアを研究しているものですから、イタリアのベルルスコーニという今の首相がそんな立場にあるわけですが、そういうことを考えると、私も政権交代についてはずっと主張してきたわけですが、例えばその中で、2大政党の首相候補者同士の討論がどこの国でもゴールデンタイムにきっちり時間をとって行われているわけですが、これがずっと行われてきていない。これは何故なのか。例えば行政指導があるのか、それとも何かメディア側の自主規制なのかはわかりませんが、比例代表制部分については、各党の討論があってもいいのですが、政権選択の部分については、どう考えても主要2政党の首相候補の討論が国民の参政権にとってもすごく重要だと思います。

しかし、なぜかこういうものが事実上実現しない状況になっている。こういうことも含めて、ちょうど与野党、立場逆転したわけですから、いわばお互いの立場がよくわかる状況なので、両方にとっての共通ルールという意味で、メディアの整備がされるには、今がちょうどいい機会なのではないか。そういう話を論点として意識をしていただきたいというのが1つです。

もう1つ、最後に砦ということの制度設計が、これから多分議論になっていくんだらうと思うんですが、砦というと、権力から放送・報道を守るという構図が何となく当然浮かぶわけですが、おそらく、皆さんの議論からいろいろと出ていますように、誰から何を守るのかという構図が非常に複雑になっています。放送・報道事業者自体が第4の権力になっているのは明らかですし、メディアの中でも、今出ていますように記者クラブの中と外という関係もあります。こういうかなり多様な対立関係みたいなことを踏まえた砦というイメージは、制度設計上、かなり複雑だと思いますが、なるべく、そうした、実際の対立関係みたいな実態を踏まえた制度設計をすることが重要だと思います。先ほど座長が言われたような、実態をまずきちっとヒアリングしようというのは非常に重要だと思いますので、そこを是非じっくりやっていただければと思います。

【広瀬オブザーバ】 まず、議論の進め方ですけれども、私、座長の決めた、つまり放送事業者の自主的取り組みから始めようではないかという収斂の仕方に賛成です。これだけたくさんの方がいれば、みんなそれぞれ意見が違うと思うのですが、どこかで議論を

前進させなければいけないので、(1) ①、②、③、④、⑤、そして次に(2)に移っていくという格好で、進めていったほうがいいのではないかという気がいたします。

そして、こういうことだろうと思います。放送について言うならば、確かに新聞や雑誌と同じように、できるだけ自由を守っていかうじゃないかと。それは民主主義のインフラであって、何も放送事業者がそれで便利だとかいう話と全く違って、放送の自由をできるだけ守っていかうじゃないかと。しかし、皆さんの多くの方々は、自由を守ると、すぐ放送事業者は視聴率競争や、コンプライアンスに反するようなことをやり始める。それをどのようにチェックするか、BPOで十分だろうかという話だろうと思います。そういった、ともかく放送について非常に不満な点、BPOについて不満な点などを十分話していただければと思います。私たちが今、BPOが100点満点、これで大丈夫と思っているわけではないですし、むしろ定着させる過程にあるわけですから、おおいに参考意見としては聞きたいと思います。

先ほどから一、二議論が出ておりましたように、放送にしても新聞にしても、コンプライアンスを守った記事・番組であるならば、それで大成功ということでは絶対なく、やはりおもしろくなくてはいかんし、刺激的でなくてはいかんし、感動を与えるようなものでなければならない。それがメディアであるわけで、決して、狭い範囲の議論には収まらない。そういうことを心配する必要はないと思うので、まずは、放送、あるいはメディアの役割、その自由について、それを守り、被害をどのように防いでいくかを議論していくのがいいのではないかと思います。

もう一言あえて言うならば、放送も新聞も雑誌も、同じように被害者を出すことが、ままあります。大変注意しても、それによって名誉を傷つけられたり、経済的に損をしたりというような場面が出てくるだろうと思います。BPOは、その救済まで、こうして弁償しなさいというところまではやりませんが、少なくとも、放送において名誉を回復しなさいという点は、えらく厳しく放送局に命じております。私たちはそれに従っています。

一方、経済的損失などは、例えば郷原先生が扱った不二家の問題などは、民事での別個救済措置はいろいろあるわけで、すべてをBPOに任せようと思うと、いろいろ行き過ぎが出てくる。そういう、民放各社やBPOでカバーできるところと、やっぱり最終的に裁判で決着をつけなければならないところもあるものと考え、まずはBPOの現状に批判があるならば批判をしてもらい、定着させるべきだと考えるならばその方向で進むとか、何らかの前進を図るのが建設的ではないかという気がいたします。記者クラブ問題などは、その過程で出てくるだろうと思いますし、私自身も考え方がありますが、包含できるので

はないかと思います。

【郷原構成員】 今の、広瀬会長の問題整理は、基本的にそのとおりだと思うのですが、例えば訴訟が、実際、そのような権利侵害に対して、どのような機能を果たすのかは、やはり全体の構造の中で考えないといけない面もあると思います。

例えば、不二家の事例にしても、なぜあれは不二家が訴訟を起こさなかったかという、やはりそこには今の放送の現状のもとで、その内容に非常に不満があり、大きな被害を受けたと思っても、かえって、訴訟を起こさないほうが得だと考えざるを得ない構図があります。そうすると、結局その企業は、自分で諦めたわけですから、それでいいわけですが、それによって大きな誤解をさせられた視聴者の権利は害されるわけです。その部分は、やはりBPOなり、ほかの監視機関が役割を果たさないといけない部分でもあると思いますから、どうしてもそこでスパッと切れない部分があることは頭に入れないといけないのではないかと思います。

【重延構成員】 今までの歴史を含めて考える砦ということになれば、かなり、日本は進歩的な形で考えられるだろうと思います。普通、国際社会ですと、いまだに戦争を行っているという中で考えなければいけない。日本は、幸いにも戦争がない国という発想ができるので、もしかしたら、新しい形の理論を国際的に言えるのではないか、新しい形をつくれるのではないか。実際に最も進歩的な公共放送を持っているイギリスにおいては、第二次世界大戦でも、フォークランド紛争でも、イラク報道の件でも、すべて大きな対立、問題を政府と持っているわけです。こういう社会の中では、それが国際的な現実だと思えますけれども、日本の場合には、今や市民社会というベースでこれ考えることができる。そういう位置にありますから、今起きているいろんな問題点を、市民社会というレベルで考えていく新しい国際的提言ができるのではないかと思います。

こういうアジェンダをどうしたらいいかなどは、つまり、法制度で考えるのか、あるいは機関ということで考えるのか、あるいは執行の方法で考えるのか、いろんなレベルがあると思います。そのレベルを現実的に考えていく、実行のレベルまで行っていくような会議であることがとても大事だと思います。そのために、1つは、先ほど言った極めて新しい、国際的なリードできる日本型、もう1つは、やはりもう明らかに多元的な時代、放送・通信、両方で生きていく多元的な時代での考え方という、2つを是非入れていくべきと思います。

それから、私がコンテンツ制作者として、ここにいることができるのはとても嬉しいことだと思います。放送事業は免許制ですから、ある意味ではとても公共的な責任を果たし

ていく位置にあります。ただ、制作事業というのは、これは自由市場だと思います。そこに免許制の事業とは違う観点である、“自由と公正”というのがもっともっと生かされていかなければいけない。それから、今までの考え方でつくるようなものでは全くだめで、ある意味では、放送という意味での、先ほど広瀬会長がおっしゃいました、おもしろい、感動深いというのもございますが、非常に個人的な情報をつくるという新しいつくり方も、今、そういう環境が必要になっています。それが本当につくれる環境なのかについて、たまたまいろいろな方からお話を伺っているものですから、是非そういう観点では、制作という自由市場、それを展開できるような形に流れればということをお願いしております。

【孫オブザーバ】 先ほど中村先生のほうからもありましたけれども、(1)を先に始めるのか、(2)の議論を先に始めるのかは、どちらであったとしても、要は(2)まで含めてやるのであれば問題ない。ただ、どちらがより重要かという意味で言いますと、どちらも大切だと思います。したがって、片方を優先的に先に議論するのはいいけれども、もう片方をないがしろにしてはだめだということをもまずはっきり申し上げたい。

そこで、(1)から先に議論するというところで、BPOが良識的な形で放送業界の方々自主的にそういう組織をつくり、公正な運営を心がけておられることには、私は評価をしたいと思いますし、尊重したいと思います。ただ1つ、明らかにBPO並びに報道業界の方がコンプライアンス違反をしていることは、記者クラブ問題そのものである。つまり、放送してしまったものを、後からあれは間違っていましたと修正報道することが、現実的になかなか起きにくいし、あるいは言ってしまったものはなかなか覆しにくい。既に被害が発生してしまっていることがあるわけですけれども、放送する側が実質、日本においては5つか6つぐらいのキー局が、日本全国をネットワーク化しているということで、報道する側の限られた人々はその権限を持っていることに重要なコンプライアンス上の問題があるのではないか。つまり、報道機関の1つであるインターネットも市民メディアも含めて、知る権利と伝える権利が機会均等になると、これは偏った報道になってしまうというリスクがあるということで、重大なコンプライアンス違反だと申し上げたいです。

【上杉構成員】 1点だけ、質問ですけれども、アジェンダ設定のペーパーの2枚目の項目3の括弧のところ、論点については、「放送・報道の自由を守る『砦』」になっているのですが、これは前回まで、「放送・通信」だったはずですが、あえて通信を外しているのか。その前の部分でも、(1)の①とか③は、「放送事業者による」という形で、この文面だと全部通信が抜けてしまったのですが、そもそも前回の「放送・通信」というところから通信を外したという理解でよろしいのでしょうか。

【濱田座長】 いえ、これは今、放送の概念もかなり広がってきていますので、結局、議論していく中で通信の話は取り上げることになると思います。ただ、通信を独自に取り上げるのは、通信は通信の、インターネットの非常に複雑な世界ですから、そこを正面からやるのか、あるいは全体として放送を中心にし、議論をする中で扱うのか、そこはもうちょっと議論の様子を見てみたいと思います。今から外しているわけではありません。

まだご意見があると思うのですが、ちょっとお時間が来てしまったので、そろそろ終わりにさせていただきたいと思います。今日もかなり議論が広がっていますが、中身は大分深まってきたように思います。ここでのこれからの議論をどういうふうに進めていくかですが、今日はアジェンダ設定についてのペーパーを示しておりますけれども、今日のご議論を踏まえて、もうちょっとアジェンダ設定の中身を詰めたいと思います。

それから、ヒアリングを次回どうするかですが、これは少し検討させていただければと思っています。ヒアリングを少し進めながら、アジェンダを並行して進めていくというやり方と、とことん、さらに議論をやってからヒアリングをするという、両方のやり方があるかと思っています。このあたりは、今日の議論を踏まえて、政務三役ともご相談をし、申し上げたいと思っておりますが、そのあたりは、私、それから座長代理、政務三役のほうの議論でご一任いただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【濱田座長】 では、そのようにさせていただければと思います。

後ほど、進め方についての詳細については、事務局のほうからメールでご連絡をさせていただきたいと思います。

最後に、大臣のほうから何かございますでしょうか。

【原口大臣】 本当に活発なご議論をありがとうございました。何のための砦だと服部先生がお話しになりましたけれども、最初に申し上げましたとおり、やはりこの主役は、一人一人の市民であり、国民であると思います。先ほど、孫さんが、自由にアクセスできる権利、あるいは発信できる権利とおっしゃいましたが、是非30年ぐらい、あるいは40年、50年といった少し長期のスパンで、私たちの国のコミュニケーションの仕方がどう変わっていくのか、その中でそれぞれの国民の権利をどう保障していくのか。先ほど、市民が多様な情報を得られる仕組みをとというお話もございました。そういう視点で、枠組みをつくっていただきたいというのが1つ。

もう1つは、ICTはすべての産業にくっついた、発展型、ネットワーク型モデルであります。なぜこれほど大きなすぐれた国が、世界のコンテンツ市場の中で、自分が持って

いる体力に比べて、まだまだ世界のダイナミズムとマッチしていないのか。そこに、私は今までの、先ほど冒頭申し上げた、問答無用のルールがあったり、ルール無用の話があったりするのではないかと思うのです。そこの垣根を壊さないことには、私は、究極の国民の権利は保障できないと思います。

今日、大変多くのお話をいただきましたので、座長、座長代理、政務三役で議論を深めまして、このアジェンダ設定そのものの組み合わせについてもお話をさせていただきたいと考えています。ありがとうございました。

【濱田座長】 ありがとうございました。

それでは、次回、第3回の会合の日程等につきましては、事務局のほうからまた改めてご連絡をさせていただきたいと思います。

これで第2回の会合は終了とさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

以上